

指定管理者議案説明資料

所管 清田区市民部地域振興課

施設の名称（所在地）	札幌市清田区民センター（清田区清田1条2丁目）
選定方法	非公募（別紙1参照）

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市区民センターライブ
(2) 設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与すること。
(3) 施設の事業内容	貸室事業、区民講座の実施、地域住民の交流等を目的とした事業、施設活用事業（空き室等の無料開放）、物的管理（清掃・警備等）
(4) 現在の指定管理者	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
(5) 指定管理費	46,813千円（令和4年度予算額）※利用料金制度

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
所 在 地	札幌市中央区南2条西10丁目1001番地1
代 表 者 名	代表理事 山内 瞳夫
設立年月日	平成21年9月1日
設立目的	地域住民の生活文化、教養の向上とコミュニティ活動の助長を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与すること。
基 本 金	なし
職 員 数	55人（令和4年10月1日現在）※役員及び嘱託職員、臨時職員等を除く。
事 業 概 要 (令和4年度)	地方自治法第244条の2第3項及び札幌市区民センターライブ条例第13条第1項の規定に基づく指定管理者として、札幌市の区民センターの管理運営を行っている。
決 算 (令和3年度)	収 入 379,663,667円 支 出 369,667,513円

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 選定結果

別紙2のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
貸室事業	有料施設の使用申込・予約受付及び使用の承認又は不承認などを行う。 貸室の種類：ホール（380人収容）、会議室（6室）、和室（3室）、視聴覚室（1室） 調理実習室（1室）
区民講座の実施	施設の設置目的に合致し、市民の教養の向上促進等のため各種講座（年間10講座程度、1講座当たり4～8回程度）を行う。 ①一般教養講座、②パソコン講座、③ご近所先生企画講座など
地域住民の交流等を目的とした事業	施設の設置目的に合致し、幅広い地域住民の交流等を目的とした事業やボランティア性の高い事業を実施する。 ①コンサート事業、②文化祭事業、③囲碁交流会、④うたごえ喫茶など
施設活用事業	地域の憩いの場の創出のため、空き室等の有効活用事業（無料）を実施する。 ①囲碁・将棋開放、②社交ダンス開放など
物的管理	施設・設備等の維持管理に関する業務を行う。 ①清掃業務、②警備業務、③設備運転・保守・管理・点検業務、④修繕など

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
施設総収入	57,360	57,360	57,360	57,360	57,360	286,800
指定管理業務に係る収入	57,360	57,360	57,360	57,360	57,360	286,800
指定管理費	44,253	44,253	44,253	44,253	44,253	221,265
利用料金	12,153	12,153	12,153	12,153	12,153	60,765
その他の収入	954	954	954	954	954	4,770
自主事業等収入 (うち指定管理業務充当分)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設総支出	57,360	57,360	57,360	57,360	57,360	286,800
指定管理業務に係る支出	57,360	57,360	57,360	57,360	57,360	286,800
自主事業等支出	0	0	0	0	0	0
利益還元	0	0	0	0	0	0
収支の差額	0	0	0	0	0	0

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

別紙1

選定方法を非公募とした理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、全10区に設置している施設である。

また、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進することを目的として、市内26か所にコミュニティセンター及び地区センターを設置している。

今日、地域社会においては、町内会加入率の低下、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域活動の機会が減少したことに伴う住民相互の関係性の希薄化など、様々な課題が存在しているところ、区民センターは、その設置目的から地域住民が集う地域コミュニティ形成の場として、これらの課題解決に重要な役割を担っており、課題解決に当たっては、地縁による人間関係又は信頼関係の構築が、より一層求められているところである。

区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）が、地域社会に關係の深い団体によって継続的に管理運営されることにより、地域住民がまちづくり活動に直接参加する機会が作られ、地域住民自らが区民センター等の管理運営を通して把握された地域課題の解決に取り組むことによって、地域住民間の信頼関係が築かれ、地域社会における絆の強化につながることとなる。また、まちづくり活動の担い手の育成に寄与することも期待される。

さらに、区民センター等は、災害時には避難施設となる地域における防災の重要な拠点でもある。このような区民センター等を、地域の実情を熟知し、避難住民との信頼関係が構築されている団体が継続して管理運営を行うことにより、災害時において円滑な管理運営が行われるという効果も見込まれる。

札幌市区民センター条例において、施設の設置目的の実現を図るため、地縁による団体により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体により、良好な管理運営が行われている場合には、継続的に管理運営を行わせることができることとされている。

現在の指定管理者である一般社団法人札幌市区民センター運営委員会は、地縁による団体である町内会等により設立された団体であり、これまで良好に札幌市清田区民センターの管理運営を行ってきていることから、一般社団法人札幌市区民センター運営委員会に引き続き指定管理者としての申込みを求めるため、札幌市清田区民センターに係る指定管理者を非公募とする。

別紙2

札幌市清田区民センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年8月10日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年10月5日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 赤城 由紀 札幌国際大学准教授

委員 石若 保志 公認会計士

委員 大坪 芳美 社会保険労務士

委員 河本 タカ子 清田区民生委員児童委員協議会会长

委員 猪野毛 昭男 清田地区町内会連合会会长

委員 林 進一 きよたまちづくり区民会議幹事長

委員 佐藤 圭子 清田区市民部長

3 応募団体

1団体（非公募）

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会 代表理事 山内 瞳夫

札幌市中央区南2条西10丁目1001番地1

(2) 選定の理由

札幌市清田区民センターの設置目的の達成に有効かつ具体的な提案があり、特に、利用促進の具体的方策について全般的に効果的な内容となっている点、これまでの地域団体との連携を生かし更に各種団体との連携に積極的である点が高く評価され、指定管理者の候補として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
① 平等利用の確保	5点	4.0点
② 施設の効用発揮	85点	68.4点
③ 雇用安定への寄与	30点	23.6点
④ 安定経営能力	50点	41.2点
⑤ 管理経費の縮減	30点	27.8点
合計	200点	165.0点
得点率	—	82.5%